



豪ビクトリア州が新たなコロナ規制の緩和策を公表

- 豪州の新型コロナ感染問題は終息が視野に入る。ビクトリア州政府は10月18日、新たな規制緩和策を公表。
- 10月19日からはメルボルンで移動距離制限が緩和され、11月2日からは小売店や飲食店の営業再開が可能に。
- 一段の規制緩和により豪州の経済活動再開が加速へ。経済活動再開は財政・金融緩和策の効果を高める要因に。
- 欧州では感染第二波が深刻化しており、新型コロナ終息をきっかけに豪州への投資見直しが進むかに注目集まる。

豪州の新型コロナ感染問題は終息が視野に入る

豪州における新型コロナウイルス問題は、2020年7-8月にビクトリア州を中心に感染第二波が広がったものの、足元では感染終息が視野に入り始めています(図1)。

ビクトリア州の10月19日の新規感染者数は4人と、6日連続で一桁台の数字となりました。豪州全体でも19日の新規感染者数は8人と抑制傾向が維持されています。

ビクトリア州が新たな規制緩和策を公表

新型コロナウイルスの感染一巡を受けて、ビクトリア政府は10月18日、新たな規制緩和策を公表しました(図2)。

ビクトリア州の新たな計画では、10月19日からメルボルン都市圏において自宅からの移動距離制限が半径5km以内から半径25km以内へ緩和され、屋外での集会制限や住宅競売などに係る規制緩和も導入されました。

加えて、11月2日からは、メルボルン都市圏の小売店の営業再開が許可されるほか、飲食店についても一定の制限のもとで営業再開が認められる計画となっています。

豪州の経済活動の再開は年末にかけて加速へ

これまで豪州経済の回復を妨げる要因となってきたビクトリア州の都市封鎖措置が緩和に向かうことで、11月から年末にかけて豪州の経済活動の再開が一段と加速する可能性が高いと考えられます(次頁図3)。

さらに、経済活動再開が本格化することは、豪州政府が予算案で示した景気支援策や豪州準備銀行(RBA)による金融緩和の効果を高めることにも繋がります。

足元では、欧州で感染第二波が深刻化していることもあり、コロナ問題終息をきっかけに豪州への投資の見直しの機運が高まるかに注目が集まります(次頁図4)。

図1: 豪州のビクトリア州とNSW州の新型コロナウイルスの新規感染者数の推移



(出所) 豪公共放送ABC (期間) 2020年3月1日~10月19日
(注) NSW州はニューサウスウェールズ州。

図2: ビクトリア州政府のコロナ関連規制の緩和策 (2020年10月18日公表)

【10月19日からのメルボルン都市圏の規制緩和】

- 自宅からの移動距離制限を半径5km以内から半径25km以内へ緩和。
- 外出時の集会制限を2世帯(5人)から10人へ引き上げ。
- 住宅競売は最大10人までで開催可能。
- 理髪店の営業再開を許可。



【11月2日からのメルボルン都市圏の規制緩和】

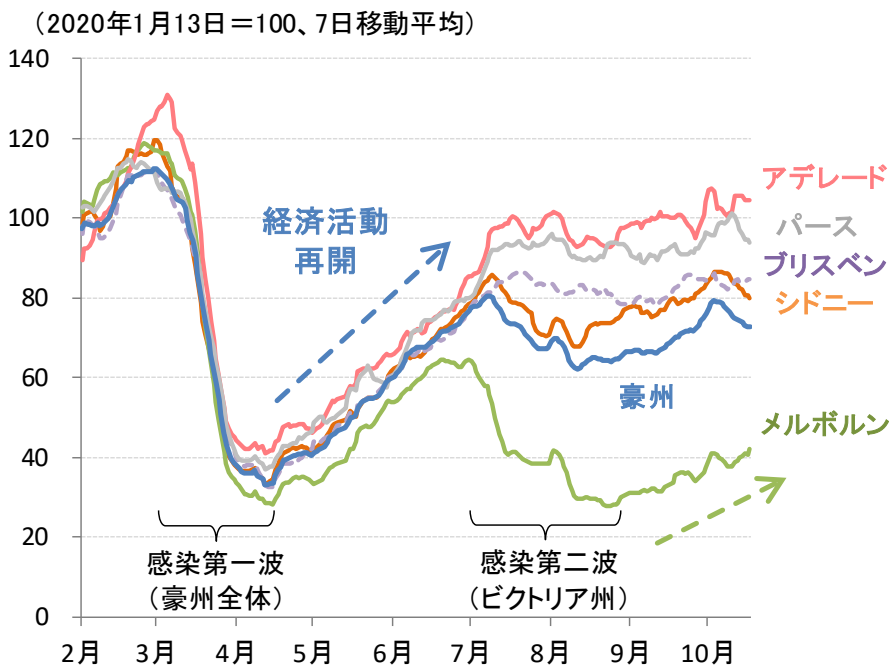
- 小売店の営業再開を許可。
- 飲食店の営業再開を許可(店内利用者は最大20人、屋外利用者は最大50人まで)。

(出所) ビクトリア州政府、各種報道

●当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された過去の成績は、将来の成績を予測あるいは保証するものではありません。また記載されている見解、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号)はフランクリン・リソース・インク傘下の資産運用会社です。

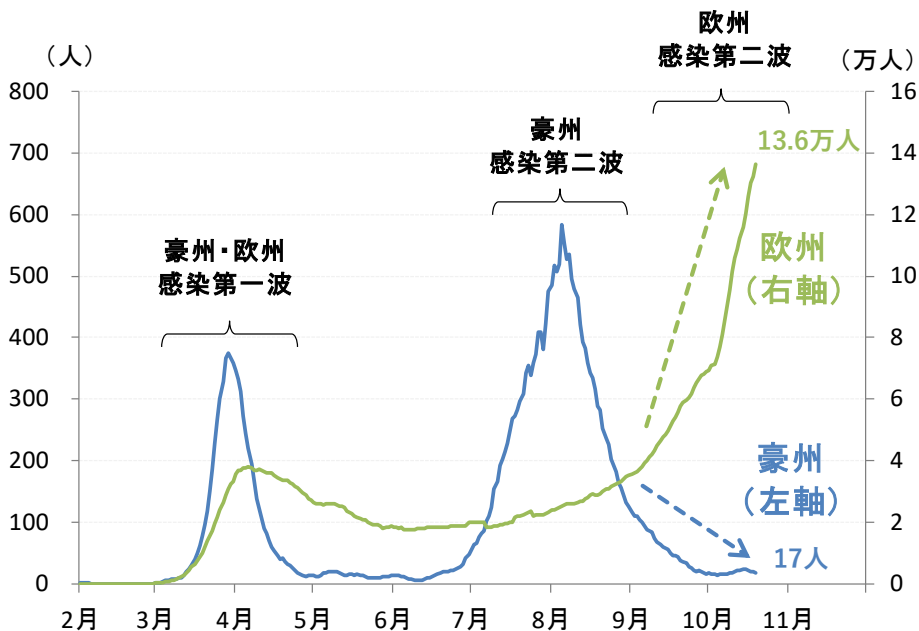


図3: 豪州の主要都市のモビリティ指数の推移



(出所)CEIC、アップル(期間)2020年2月1日～10月17日
 (注)自動車、公共交通機関、徒歩による移動量の平均値。

図4: 豪州と欧州の新型コロナウイルスの新規感染者数の推移



(出所)豪公共放送ABC、世界保健機関(WHO) (期間)2020年2月1日～10月19日
 (注)7日移動平均。

●当資料は、説明資料としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された過去の成績は、将来の成績を予測あるいは保証するものではありません。また記載されている見解、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号)はフランクリン・リソース・インク傘下の資産運用会社です。